

運 営 規 程

(短期入所生活介護)

社会福祉法人 翠燿会

短期入所生活介護グリーンヒル八千代台

第 1 章 事業の目的と運営の方針

第 1 条（事業の目的）

社会福祉法人翠燿会が開設する高齢者複合ケア施設グリーンヒル八千代台（以下、「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とします。

第 2 条（運営の方針）

施設は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

- 2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- 4 施設は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 事業の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

第3条（事業所の名称及び所在地）

事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名 称 短期入所生活介護グリーンヒル八千代台
- 二 所在地 千葉県八千代市八千代台西 7丁目2番69

第2章 従事者の職種、員数及び職務の内容

第4条（従業者の職種・員数及び職務内容）

1 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

職 名	職務の内容	指定基準
管理者	業務の一元的管理	1名(兼務可)
医師（嘱託医）	健康管理および療養上の指導	必要数
生活相談員	生活相談全般および企画実施	1名以上
介護職員※1	日常生活等の介護業務	1名以上
看護職員※2	心身の健康管理、保健衛生管理	1名以上

管理栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	1名以上
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導	1名以上
調理員	献立による調理	実情数
事務員	利用者および施設事務	実情数

- 2 指定基準、介護職員1人以上は常勤、入所者3人に1以上を配置。
（特別養護老人ホーム職員を含む）
- 3 指定基準、看護師1人以上は常勤（特別養護老人ホーム職員を含む）
- 4 「常勤換算方法」(育児・介護休業法)所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従事者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。
- 5 「常勤」人員基準において常勤要件が設けられている場合、「産前産後休業」「育児休業」「介護休業」「育児休業に準ずる休業」を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。
- 6 管理者は事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3章 利用定員と送迎

第5条（利用者の定員）

利用できる定員は、10人とします。ただし、併設する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）において、入所者が入院等により空床が生じた場合は、ご利用者・ご家族の同意を得て、緊急等入所利用が必要な入所者の受け入れをする空床利用型とします。

第6条（通常の事業実施地域）

通常の事業実施地域は、八千代市、習志野市、千葉市花見川区とします。

第4章 設備及び備品等

第7条（居室）

利用者の居室は全て個室で、ベッド・枕元灯・ナースコール・収納家具等を備品として備えています。

第8条（共同生活室）

事業者は、ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい共同生活室を設けています。

第9条（食堂・リビング）

共同生活室は、食堂・リビングとしても使用します。事業者は、利用者が使用できるテーブル・いす・ソファ等家具の他に、箸や食器類などの備品類を備えます。

第10条（浴室）

事業者は、浴室に利用者が使用しやすい適切なものを設けます。

第11条（洗面所及び便所）

事業者は、必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設けます。

第12条（機能訓練室）

共同生活室は、機能訓練室としても使用できます。事業者は、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

第13条（介護職員室）

事業者は、居室のある階ごとに居室に近接して介護職員室を設け、机・いすや書類及び保管庫等必要な備品を備えます。

第14条（その他の設備）

事業者は、設備としてその他に、介護材料室・洗濯室・汚物処理室・調理室・面談室等を設けます。

第5章 同意と契約

第15条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業者は、サービス提供の開始に際して、入所申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

第16条（受給資格等の確認）

施設は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第6章 サービスの提供

第17条（短期入所生活介護計画の作成）

- 一 事業所の管理者は、介護支援専門員に、短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 二 短期入所生活介護計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
- 三 計画作成介護支援専門員は、利用者やその家族の希望及び利用者について把握した課題に基づき、短期入所生活介護計画の原案を作成します。原案は、他の従業員と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上での留意すべき事項を記載します。
- 四 計画作成介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の立案について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ます。
- 五 計画作成介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の作成後においても、他の従業員との連絡を継続的に行い、短期入所生活介護計画の実施状況を把握します。

第18条（サービスの取り扱い方針）

- 一 事業者は、可能なかぎりその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。
- 二 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
- 三 事業者は、サービスを提供するに当たって、その短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
- 四 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 五 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、短期入所生活介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。
- 六 事業者等は、書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を電磁的記録により行うことができる。

第19条（虐待防止に関する事項）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第20条（身体拘束等の禁止）

事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ロ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- ハ 市町村への通知に係る記録
- ニ 苦情の内容等の記録
- ホ 事故の状況及び事故に際して 採った処置についての記録

3 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置する。なお、身体拘束委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することができる。

(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

ハ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

ニ 利用者又はその家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

第21条（短期入所生活介護の内容）

短期入所生活介護の内容は次のとおりとします。

- ① 日常生活上の介護 ② 食事の提供 ③ 機能訓練
- ④ 健康管理 ⑤ 相談・援助

第22条（食事の提供）

食事の提供は、栄養並びに利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して行うよう支援します。

2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとします。

朝食 7：00～ 昼食 11：45～ 夕食 18：00～

第23条（相談及び援助）

事業者は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把

握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

第24条（機能訓練）

事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施します。

第25条（健康管理）

事業所の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。

第26条（その他サービスの提供）

- 一 事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションを行います。
- 二 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めます。

第27条（利用料及びその他の費用）

サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とし、当該短期入所生活介護が法定代理サービスであるときは、法に定める利用者負担割合による額とします。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。
- 3 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
- 4 事業者は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）

1日あたり 1,900円

内訳 朝食400円 昼食710円 夕食640円 おやつ150円

② 滞在に要する費用 1日あたり 2,800円

※特定入所者介護サービス費に関する食費及び滞在費の基準費用額及び負担限度額

低所得者向けには負担限度額を設定し、特定入所者介護サービス費として、介護保険から補足給付が行われます。負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている金額とします。

- ③ 利用者が選定する、特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる
費用 実費
 - ④ 送迎に要する費用
通常地域外の送迎
 - 一 事業所から、片道概ね10Km未満 500円
 - 二 事業所から、片道概ね10Km以上 1,000円
 （通常地域は、八千代市、習志野市、千葉市花見川区）
 - ⑤ 理美容代 実費
 - ⑥ その他、短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの
- 5 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

第28条（利用料の変更等）

施設は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

- 2 施設は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第7章 留意事項

第29条（喫煙）

喫煙は、施設内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙にご協力頂きます。

第30条（飲酒）

飲酒は、施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み飲酒にご協力頂きます。

第31条（衛生保持）

利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。

第32条（禁止行為）

利用者は、施設で次の行為をしてはいけません。

- ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は事故の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ② けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ④ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑤ 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第33条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第8章 従業員の服務規程と質の確保

第34条（従業員の服務規程）

事業者及び従業員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第35条（衛生管理等）

施設は、事業を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 施設は、事業において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知

徹底を図る。

(2)施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3)施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第36条（従業者の質の確保）

事業者は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保します。

- 2 職場におけるセクハラハラスメントやパワーハラスメント「職場におけるハラスメント」の防止のための雇用管理上の措置を講じる。
- 3 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- 4 研修の受講状況、認知症に係る事業者の取組状況等について、ホームページにおいて適宜適切に公表する。

第37条（個人情報の保護）

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

第9章 緊急時、非常時の対応

第38条（緊急時の対応）

従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第39条（事故発生時の対応）

事業者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について

協議します。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、施設及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

第40条（非常災害対策）

事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業員に対し周知徹底を図るため、年3回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。
- 3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第41条 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して介護サービスの提供を受けられるよう、継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業員等が連携し取り組めるように、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することもできるものとする。

第10章 その他

第42条（地域との連携）

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第43条（勤務体制等）

事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の体制を定めます。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、施設の従業員によって行います。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

第44条（記録の整備）

事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくもの

とします。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。なお、「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。

第45条（苦情処理）

事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第46条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

- 2 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該事業所内に備え付けることで一の掲示に代えることができる。
- 3 事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第47条（協力医療機関等）

事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

第48条（テレビ電話装置等の活用）

感染対策・虐待の防止検討・身体拘束適正化・事故防止検討等の委員会及び心身の状況等の把握・サービス担当者会議等による専門的意見の聴取等において、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器

をいう。以下同じ。)を活用して行うことができる。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守する。

第49条(利用者の安全・サービスの質の確保・職員の負担軽減に資する方策の検討)
事業者は、当該事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を 活用して行うことができる)を定期的に行う開催しなければならない。

第50条(その他運営に関する留意事項)

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則	この規程は、平成19年10月	1日から施行します。
	この規程は、平成24年 4月	1日から施行します。
	この規程は、平成27年 4月	1日から施行します。
	この規程は、平成27年 8月	1日から施行します。
	この規程は、平成30年 8月	1日から施行します。
	この規程は、令和 元年10月	1日から施行します。
	この規程は、令和 3年 4月	1日から施行します。
	この規程は、令和 6年 4月	1日から施行します。
	この規程は、令和 7年11月	1日から施行します。

